

[Tweet](#)

令和6年3月8日
金融庁

「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリック・コメントの結果等の公表について

金融庁では、「[主要行等向けの総合的な監督指針](#)」等の一部改正（案）について、令和5年12月15日から令和6年1月26日にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、1先から1件のご意見が寄せられました。ご検討いただいた皆様におかれては、ご協力ありがとうございました。なお、寄せられたご意見は、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

1. 改正の概要

本件は、パーゼル銀行監督委員会が令和2年11月に公表した最終規則文書「[不良債権を裏付資産とする証券化商品に係る資本賦課の取扱い](#)」を踏まえ、令和5年9月に公布した自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示の一部改正に関連する監督指針について所要の改正を行うものです。具体的な改正内容については、[別紙1～別紙5](#)を御参照ください。

2. 適用日

改正後の監督指針は、令和6年3月31日から適用します。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）
総合政策局 リスク分析総括課 健全性基準室（内線5482、5397）

（別紙3に関する事項）
監督局 大手証券等モニタリング室（内線2835、2930）

- （別紙1） [「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）](#)
- （別紙2） [「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）](#)
- （別紙3） [「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）](#)
- （別紙4） [「系統金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）](#)
- （別紙5） [「漁協系統信用事業における総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）](#)

サイトマップ

金融
庁に
つい
て

報
道・
広報

政
策・
審議
会等

法
令・
指針
等

金
融
機
関
情
報


国
際
関
係
情
報

アクセ
スF
S
A
（金融
庁広
報誌）

相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
 - ▶ 金融サービス利用者相談室
 - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

 新着情報配信サービス

 金融庁ソーシャルメディア
アカウント

 関連リンク

 証券取引等監視委員会

 CPAAOB 公認会計士・監査審査会

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号：03-3506-6000